

ト 申請職業訓練が行われる施設ごとに、当該施設において行われる職業訓練の適正な実施の管理に係る責任者を配置すること。
チ ニからトまでに掲げるもののほか、申請職業訓練の適正な実施を確保するための措置を講ずること。
リ 次のいずれにも該当しない者であること。

(1) 法、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）その他職業能力開発に係る事業に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

(2) その納付すべき所得税、法人税、消費税、道府県民税、市町村民税、都民税、特別区民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）第十二条第二項に規定する労働保険料をいう。第九条において同じ。）の納付が適正に行われていない者

(3) 過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に係り重大な不正の行為をしたことを理由として、法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に係り重大な不正の行為をしたことにより、当該認定職業訓練が同条第一項各号のいづれかに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該認定の取消し又は同項各号列記の事項への不適合（以下この（3）において「認定の取消し等」と

いう。が、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行つた認定職業訓練に係るものであつて、当該認定の取消し等の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関するもので、当該認定職業訓練を行う者が有していなかった責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該認定の取消しを受けた者は当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この（3）（4）（5）及び（15）において同じ。）又は役員であった者を含む。）

(5) 過去五年以内に行つた認定職業訓練がものとし、当該認定の取消しを受けた者が法人又は団体の場合にあっては、当該法人又は団体の役員又は役員であつた者を含む。)

法第四条第一項各号のいずれか（（3）の重大な不正の行為をしたことにより厚生労働大臣が認めた者に係るものを除く。）に適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該同項各号列記の事項への不適合が認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたことによるものにあつては当該同項各号列記の事項への不適合が、申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行つた認定職業訓練に係るものであつて、当該同項各号列記の事項への不適合の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該同項各号列記の事項への不適合が認定職業訓練に係る職務の遂行に関し不正の行為をしたこと以外によるものにあつては当該同項各号列記の事項への不適合が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行つた認定職業訓練に係るものとし、当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は団体の役員又は役員であつた者を含む。）

(6) 暴力団員による不當な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この（6）において「暴力団員」といいう。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

(7) 暴力団員等がその事業活動を支配す

(8) 暴力団員等をその業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

(9) 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第五条第一項に規定する暴力主義的破壊活動を行つた団体及びその構成員

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者及びこれららの営業に係る業務に従事する者

(11) 会社更生法（平成十四年法律第二百四号）第十七条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十二条第一項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

(12) 精神の機能の障害により申請職業訓練を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる者

(13) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(14) 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が（1）から（13）までのいずれかに該当するもの

(15) 申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあつては、役員のうちに（1）から（14）までのいずれかに該当する者があるもの

(16) のほか、その行つた認定職業訓練（申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行つたものに限る。）に関して不適切な行為（当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行つた認定職業訓練に係るものに限る。）をしたことのある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者

二	訓練の対象者 法第二条に規定する特定求職者であると認めた求職者(以下この条及び第八条において「特定求職者等」ということ)である。ただし、実施日が特定されていない科目を含む申請職業訓練にあっては、乳児、幼児又は小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)に就学している子を養育する特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものであること。
三	教科 次のいずれにも該当するものであること。 イ その科目が就職に必要な技能及びこれに関する知識を十分に有していない者の職業能力の開発及び向上を図るために効果的なものであること。 ロ 次のいずれにも該当しないものであること。 (1) 社会通念上、職業能力の開発及び向上に相当程度資するものであると認められないもの (2) 当該教科に係る知識及び技能の習得が、特定求職者の段階的に安定した雇用に結びつくことが期待し難いと認められるもの (3) 法令に基づく資格等に関するものその他他の特定求職者の就職に資するものとして適当でないと認められるもの
四	訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができる。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。
五	訓練期間 次に掲げる申請職業訓練の区分に応じ、それぞれ次に定める範囲内において適切な期間であること。 イ 基礎訓練 二月以上四月以下 ロ 実践訓練 二月以上六月以下
六	訓練時間 次のイ及びロに掲げる申請職業訓練の区分に応じ、当該イ及びロに定める範囲内であること。 イ 基礎訓練 一月につき百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以

上六時間以下(在職中の特定求職者等その他の特に配慮を必要とする特定求職者等に對して行う申請職業訓練にあっては、一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下)	ロ 実践訓練 次の(1)及び(2)に掲げる実践訓練の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める範囲内であること。 (1) 実施日が特定されていない科目を含むものでない実践訓練(一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下) (2) 実施日が特定されていない科目を含むものでない実践訓練(一月につき八十時間以上であり、かつ、一日につき原則として三時間以上六時間以下)
七	施設及び設備 教科の科目に応じて当該科目の職業訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
八	教材 申請職業訓練の内容と整合しておらず、かつ、適正な費用の教材を使用すること。
九	受講者の数 申請職業訓練を行う一単位につきおおむね十人からおおむね三十人まであること。
十	訓練受講に係る費用 入学料(受講の開始に際し納付する料金をいう。)及び受講料が無料であること。また、申請職業訓練を受講する特定求職者等が所有することとなる教科書その他の教材等に係る費用としてあらかじめ明示したものを受け、無料であること。
十一	講師 教科の科目に応じ当該科目の職業訓練を効果的に指導できる専門知識、能力及び経験を有する者であつて、申請職業訓練を適正に運営することができ、かつ、担当する科目の内容について指導等の業務に従事した十分な経験を有するものであること。
十二	実習 実習を含む申請職業訓練にあつては、当該実習が次のいずれにも該当すること。 イ 当該実習が行われる事業所の事業主が行う実践的な技能及びこれに関する知識の習得に係る実習であること。 ロ 当該実習が行われる事業所の事業主と当該実習を受ける特定求職者等との雇用関係を伴わないものであること。
十三	習得された技能及びこれに関する知識の評価 特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間において一月に少なくとも一回、当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行ふとともに、当該申請職業訓練の終了前におり得られた技能及びこれに関する知識の適正な評価を行ふこと。この場合において、これらの評価(以下この号において「習得度評価」という。)の内容を、ジョブ・カード(職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。第十五号ロ(7)において同じ。)に記載しなければならない。
十四	キャリアコンサルティングの実施 キャリアコンサルティング担当者(職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を用いたキャリアコンサルティング(職業能力開発促進法第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。)を行う者であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この号において同じ。)を申請職業訓練を行う施設内に配置し、当該申請職業訓練を受講する特定求職者等に、当該キャリアコンサルティング担当者が行うキャリアコンサルティングを当該申請職業訓練の期間内に三回以上(特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間が三月に満たない場合には、一月に少なくとも一回以上)受けさせること。
十五	就職の支援 申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援のため、次に掲げる措置を講ずること。
十六	報告 申請職業訓練の終了後に、就職した又は自営業者となつた修了者の数、就職理由退校者の数その他の就職に関する状況に係る報告書の提出を、機構に対して適切に行うこと。
十七	災害補償 申請職業訓練に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。
十八	委託 教科の一部を委託して行う申請職業訓練にあつては、次のいずれにも該当すること。 イ 当該教科が基礎訓練における職業に必要な基礎的な能力の向上に関する教科であること。 ロ 当該教科が行われる事業所において、講師、訓練評価者及び管理責任者を配置してあること。 ハ 当該教科が行われる事業所の事業主及び従業員が、第一号リに該当するものであること。
十九	その他 特定求職者の就職に資する職業訓練としての適正な実施を確保するために必要な措置を講ずること。
二十	その他の都道府県労働局長への報告

二	安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること。
三	公共職業安定所が行う就職説明会の従業員が、第一号リに該当するものであること。
四	公共職業安定所が行う就職説明会の従業員が、第一号リに該当するものであること。
五	申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。 イ 申請職業訓練を行つて、実習指導者、訓練評価者及び管理責任者を配置すること。

口	申請職業訓練を受講する特定求職者等の就職の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
一	周知 求人情報の提供
二	履歴書の作成に係る指導
三	公共職業安定所への訪問指示
四	公共職業安定所が行う就職説明会の従業員が、第一号リに該当するものであること。
五	職業相談
六	二 安全衛生に関する技能及びこれに関する知識の習得を目的とした実習を含むものであること。
七	十三 習得された技能及びこれに関する知識の評価 特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間において一月に少なくとも一回、当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行うとともに、当該申請職業訓練の終了前におり得られた技能及びこれに関する知識の適正な評価を行ふこと。この場合において、これらの評価(以下この号において「習得度評価」という。)の内容を、ジョブ・カード(職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。第十五号ロ(7)において同じ。)に記載しなければならない。
八	十三 習得された技能及びこれに関する知識の評価 特定求職者等が申請職業訓練を受ける期間において一月に少なくとも一回、当該申請職業訓練を受講することにより習得された技能及びこれに関する知識の適正な評価を行ふこと。この場合において、これらの評価(以下この号において「習得度評価」という。)の内容を、ジョブ・カード(職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。第十五号ロ(7)において同じ。)に記載しなければならない。
九	十六 報告 申請職業訓練の終了後に、就職した又は自営業者となつた修了者の数、就職理由退校者の数その他の就職に関する状況に係る報告書の提出を、機構に対して適切に行うこと。
十	十七 災害補償 申請職業訓練に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講ずること。
十一	十八 委託 教科の一部を委託して行う申請職業訓練にあつては、次のいずれにも該当すること。 イ 当該教科が基礎訓練における職業に必要な基礎的な能力の向上に関する教科であること。 ロ 当該教科が行われる事業所において、講師、訓練評価者及び管理責任者を配置してあること。 ハ 当該教科が行われる事業所の事業主及び従業員が、第一号リに該当するものであること。
十二	十九 その他の都道府県労働局長への報告
十三	二十 その他の都道府県労働局長への報告
十四	二十一 第三条 機構は、法第四条第三項の規定により職業訓練の認定をしたときは、その旨を認定職業訓練が行われる施設の所在地を管轄する都道府県労働局長に報告しなければならない。
十五	二十四 第四条 認定職業訓練を行う者は、認定職業訓練に關し、第一号に掲げる事項について変更があ

つた場合（軽微な変更があつた場合を除く。）には速やかに変更のあつた事項及び年月日を、第二号に掲げる事項について変更しようとする場合にはあらかじめその旨を機構に届け出なければならない。

一 認定職業訓練を行う者（実習を含む認定職業訓練又は教科の一部を委託して行う認定職業訓練にあつては、当該実習又は教科が行われる事業所の事業主を含む。）の氏名又は名称及びその住所又は主たる事務所の所在地

二 認定職業訓練が行われる施設の名称及び定款等に記載した事項

（就職状況の報告）

第五条 認定職業訓練を行つた者は、当該認定職業訓練が終了した日から起算して四月を経過する日までの間に、当該認定職業訓練が終了した日の翌日から起算して三月を経過する日までの間に就職した又は自営業者となつた修了者の数及び就職理由退校者の数その他の就職に関する状況を記載した就職状況報告書（様式第二号）を、機構に提出しなければならない。

（機構への通知）

第六条 厚生労働大臣は、法第四条第二項の規定により同条第一項の認定を取り消したときは、その旨を機構に通知しなければならない。

（法第五条に規定する助成）

第七条 法第五条に規定する認定職業訓練を行つた者に対する助成として、認定職業訓練実施奨励金を支給するものとする。

（認定職業訓練実施奨励金）

第八条 認定職業訓練実施奨励金は、認定職業訓練実施基本奨励金、認定職業訓練実施附加加奨励金及び訓練施設内保育実施奨励金とする。

認定職業訓練実施基本奨励金は、特定求職者等に対し認定職業訓練を適切に行う者（次項後段の規定により認定職業訓練実施基本奨励金が支給される場合にあつては、認定職業訓練を適切に行つた者）に対して、次の各号に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、当該各号に定める額を支給するものとする。

一 基礎訓練 次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間（認定職業訓練の期間を当該認定職業訓練が開始された日又は各月においては、その日に応当し、かつ、当該認定職業訓練の期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「開始応当日」という。）から各翌月

月の開始応当日の前日、当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練の受講を取りやめた日。以下この号において同じ。）の属する月にあつては、当該認定職業訓練が終了した日（同日前に当該認定職業訓練を受講した特定求職者等（次項に規定する基本奨励金支給対象期間（次項後段の場合にあつては、当該基礎訓練の全の基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。）において、当該基礎訓練を受講した日数（当該基礎訓練の一実施日ににおける訓練の部分の一部のみを受講した日（当該基礎訓練の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日を除く。以下同様。）において同じ。）がある場合は、当該基礎訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）。以下この号において同じ。）の当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上者又は当該基礎訓練を受講した日数の八十分以上者に限る。口において同じ。）一人につき六万円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の実施日数に占める割合が百分の八十五未満かつ当該基礎訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十五以上者である場合にあつては、当該特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十五以上者である場合にあつては、当該特定求職者等が当該基礎訓練を受講した日数の当該基礎訓練の実施日数に占める割合が百分の八十五以上者である場合にあつては、当該特定

口 以上の基本奨励金支給単位期間の数)を乗じて得た額
間 二十八日未満である基本奨励金支給単位期間 当該基礎訓練を受講した特定求職者等一人につき三千円に当該基本奨励金支給単位期間における当該基礎訓練の実施日数を乗じて得た額(その額が六万円を超える場合にあっては、六万円)
実践訓練 次のイ及びロに掲げる基本奨励金支給単位期間の区分に応じ、当該イ及びロに定める額を合算した額
イ ロに掲げる基本奨励金支給単位期間以外の基本奨励金支給単位期間 当該実践訓練を受講した特定求職者等(次項に規定する基本奨励金支給対象期間(次項後段の場合にあっては、当該実践訓練の全ての基本奨励金支給単位期間。以下この号において同じ。)において、当該実践訓練を受講した日数(当該実践訓練の一実施日ににおける訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。(以下イにおいて同じ。)がある場合にあっては、当該実践訓練を受講した日数に当該一部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)。以下この号において同じ。)の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合(実施日が特定されない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練を受講した時間数の当該基礎訓練の実施日数に占める割合。以下このイにおいて同じ。)が百分の八十以上の者又は当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいずれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合(実施日が特定されていない科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練を行う者が定める時間数に占める割合)が百分の八十以上の者に限る。ロに

おいて同じ。) 一人につき五万円に当該基本奨励金支給対象期間における基本奨励金支給単位期間の数(当該実践訓練を受講した特定求職者等が当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十未満かつ当該実践訓練を受講した日数の当該基本奨励金支給対象期間におけるいざれかの基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合が百分の八十以上の者である場合にあっては、当該特定求職者等が当該実践訓練を受講した時間数の基本奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数に占める割合(実施日が特定されていなかる科目を含む実践訓練にあっては、当該実践訓練を受講した時間数の基本奨励金支給単位期間における日数が二十日未満である基本奨励金支給単位期間当該実践訓練を行なう者が定める時間数に占める割合)が百分の八十以上の基本奨励金支給単位期間における日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第七百七十八号)に規定する休日(以下この条及び第十二条において「日曜日等」という。)の日数を減じた日数)を乗じて得た額を乗じて得た額(その額が五万円を超える場合には、五万円)。

限り、基本奨励金支給対象期間ごとの認定職業訓練実施基本奨励金の支給に代えて、前項の規定に基づき当該認定職業訓練の全ての基本奨励金支給単位期間について支給すべき額として算定した額の認定職業訓練実施基本奨励金の支給を行うことができるものとする。
 4 認定職業訓練実施付加奨励金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
 一 実践訓練に係る認定職業訓練実施基本奨励金を受けた者であつて、当該実践訓練の就職率が次号イ又はロに掲げる率に該当する実践訓練を行つたもの
 二 次のイ及びロに掲げる就職率の区分に応じ、当該イ及びロに定める額
 イ 百分の三十五以上百分の六十未満 次の(1)及び(2)に掲げる付加奨励金支給単位期間(実践訓練の期間を当該実践訓練が開始応当日の前日(当該実践訓練が終了した日の属する月にあっては、同日)までに実践訓練に係る修了者等一人につき一万円に当該実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額(以下この号において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額を合算した額
 ロ (1)に掲げる付加奨励金支給単位期間以外の付加奨励金支給単位期間(当該実践訓練に係る修了者等一人につき一万円に当該実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該付加奨励金支給単位期間における日数から日曜日等の日数を減じた日数。ロ(2)において同じ。)を乗じて得た額(その額が一円未満を超える場合には、一万円)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額を合算した額
 ロ (2)に掲げる付加奨励金支給単位期間以外の付加奨励金支給単位期間(当該実践訓練に係る修了者等一人につき一万円未満を超える場合は、一万円)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額を合算した額

5 実践訓練に係る修了者等一人につき二万円に当該実践訓練の付加奨励金支給単位期間の数を乗じて得た額
 (2) 付加奨励金支給単位期間における日数が二十八日未満である付加奨励金支給単位期間に当該実践訓練に係る修了者等一人につき千円に当該付加奨励金支給単位期間における当該実践訓練の実施日数を乗じて得た額(その額が二万円を超える場合にあっては、二万円)
 二 訓練施設内保育実施奨励金は、第一号に該当する者に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
 一 認定職業訓練を行う者であつて、特定求職者等が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするための施設として適当と認められる保育施設を運営する事業を自ら行い、又は他者に委託して行うものであること。
 二 特定求職者等が養育する小学校就学の始期に達するまでの子について、全ての基本奨励金支給単位期間中の保育を行う事業に要した経費の額(一の基本奨励金支給単位期間について、特定求職者等が養育する小学校就学の始期に達するまでの子一人につき六万六千円を限度とする。)
 (調整)

第六条の二 認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに類する場合には、当該支給事由によつては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。
 第八条 第八条第一項に規定する職業訓練受講料並びに第二号に規定する介護労働講習の料金は、認定職業訓練実施奨励金に含まれるものとする。
 第九条 第八条第二項及び第四項の規定にかかるとおり、認定職業訓練実施奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、過去に重複して支給するものとする。
 一 当該特定求職者の収入の額が八万円以下であること。
 二 当該特定求職者並びに当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)、子及び父母(以下「配偶者等」という。)の収入の額を合算した額が三十万円以下であること。
 三 当該特定求職者並びに当該特定求職者等の所居の又は生計を一にする別居の配偶者等の所有する金融資産の合計額が三百万円以下であること。
 四 当該特定求職者が現に居住している土地及び建物以外に、土地及び建物を所有していないこと。

五 実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること。ただし、やむを得ない理由により受講しなかつた当該認定職業訓練等の実施日がある場合(やむを得ない理由以外の理由により受講しなかつた当該認定職業訓練等の実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日(当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。)がある場合には、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該部のみを受講した日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数(一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が百分の八十以上であること。
 六 乳児、幼児又は小学校に就学している子を養育する特定求職者、育児休業、介護休業等の育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第四号に規定する対象家族を介護する特定求職者その他厚生労働省職業安定局長(以下「職業安定局長」という。)が定める特定求職者(以下「養育・介護中等の特定求職者」といふ。)が実施日が特定されない科目を含

まない認定職業訓練等を受講した場合にあつては、前号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数（当該認定職業訓練等の一実施日の一実施日における訓練の部分の一部のみを受講した日（当該認定職業訓練等の一実施日における訓練の部分の二分の一以上に相当する部分を受講した日に限る。以下この号において同じ。）がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数に当該一部の認定職業訓練等を受講した日数に当該一部の八分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が百分の八十以上であること。

七 実施日が特定されていなかる科目を含む認定職業訓練等にあつては、当該認定職業訓練等を行なう者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していること。ただし、やむを得ない理由により受講しなかつた時間数がある場合（実施日が特定されていない科目を受講しなかつた時間数が、当該認定職業訓練等を行う者が定める実施日が特定されない科目の時間数を、給付金支給単位期間の日数から日曜日等の日数を減じた日数で除して得た時間数に、実施日が特定されない科目を受講しなかつたことにつきやむを得ない理由のあら）にあつては、当該認定職業訓練等を受講した時間数の当該認定職業訓練等を行なう者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上であること。

八 養育・介護中の特定求職者が実施日が定されていない科目を含む認定職業訓練等を受講した場合にあつては、前号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した時間数の当該認定職業訓練等を行なう者が定める時間数に占める割合が百分の八十以上である。

九 当該特定求職者と同居の又は生計を一にする別居の配偶者等が、職業訓練受講手当の支給を受けた認定職業訓練等を受講したこと。

十 過去三年以内に偽りその他不正の行為による別居の配偶者等が、職業訓練受講手当の支給を受けた認定職業訓練等を受講していないこと。

十一、雇用保険法第十一条第一項に規定する失業等給付、同法第六十一条の六第一項に規定する育児休業給付若しくは同法第四章の規定により支給される給付金又は労働施策の総合的

な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業活性の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第一百三十二号）第十八条に規定する職業転換給付金若しくは職業転換給付金に相当する他の職業訓練を受けることを容易にするための給付金であつて職業安定局長が定めるもの支給を受けたことがないこと。

二 給付金支給単位期間に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる給付金支給単位期間以外の給付金支給単位期間 十万円

二 給付金支給単位期間における日数（当該給付金支給単位期間内に次のイからハまでに掲げる日数がある場合にあつては、当該日数）が二十八日未満である給付金支給単位期間における日数を乗じて得た額

イ 認定職業訓練等を受講する者が雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者その他これに類する者（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十二条の規定による退職手当その他これに準ずる他の法令、条例、規則等に基づく退職手当の支給を受けることができるものをいう。）でなくなつた日、当該認定職業訓練等を受講する者と同居の若しくは生計を一にする別居の配偶者等が職業訓練受講手当の支給を受けた認定職業訓練等の受講を終了した日の翌日又は当該認定職業訓練等を受講する者が第十三条の規定により職業訓練受講手当を支給しないこととされる特定期間が複数ある場合には、そのうち最も遅い日から当該給付金支給単位期間の末日（次項又は第四項の規定により、十二又は二十四の給付金支給単位期間分に達した日を含む給付金支給単位期間にあつては、当該認定職業訓練等を受講する者が雇用保険法第十四条第一項に規定する被保険者となつた日がある場合にあつては、当該給付金支給単位期間の初日から当該被保険者となつた日（次項又は第四項の規定により、十二又は二十四の給付金支給単位期間に

間分に達した日を含む給付金支給単位期間にあつては、当該達した日。ハにおいて同じ。）までの日数

ハ 当該認定職業訓練等を受講する者が受給資格者でなくなった日等（これらの日が複数ある場合には、そのうち最も遅い日）の後に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者となつた日がある場合にあつては、当該受給資格者でなくなった日等（これらは、当該被保険者となつた日の前日までの日数に二分の一を乗じて得た日数を加えた日数（一日未満の端数があるときは、これを切り上げた日数）とする。

三 職業訓練受講手当は、一の認定職業訓練等について、十二（公共職業安定所長が特に必要があると認める場合は、二十四。次項において同じ。）の給付金支給単位期間分を限度として支給する。この場合において、当該認定職業訓練等に係る給付金支給単位期間のうちに、職業訓練受講手当の支給を受けた前項第二号に掲げる給付金支給単位期間が複数ある場合であつて当該複数の給付金支給単位期間における日数を合算した日数が二十八日以下の場合には、その給付金支給単位期間数にかかわらず、一の給付金支給単位期間分の職業訓練受講手当を支給したものとみなす。

4 連続受講に係る職業訓練受講手当は、前項の規定にかかわらず、当該連続受講に係る認定職業訓練等について、合わせて十二の給付金支給単位期間分を限度として支給する。この場合において、当該連続受講に係る認定職業訓練等に係る給付金支給単位期間のうちに職業訓練受講手当の支給を受けた第二項第二号に掲げる給付金支給単位期間が複数ある場合は、厚生労働大臣の定めるところにより、当該複数の給付金支給単位期間における日数を合算した日数に応じて、又は複数の給付金支給単位期間分の職業訓練受講手当を支給したものとみなす。

5 第二号中「三十万円」とあるのは、「三十四万円」と読み替えた場合に同項各号のいずれにも該当する場合であつて、給付金支給単位期間中「八万円」とあるのは「十二万円」と、同項第二号中「三十万円」とあるのは「三十四万円」と読み替えた場合に同項各号のいずれにも該当する場合であつて、給付金支給単位期間において、次の各号のいずれかに該当するとき、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一 特定求職者の住所又は居所から認定職業訓練等を行う施設（附則第四条の二において「訓練等施設」という。）への通所（以下この条において「通所」という。）のため、交通機関又は有料の道路（以下この条及び附則第四条の二第二項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この条及び附則第四条の二第二項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする者（交通機関等を利用しなければ通所する者）による額から、当該認定職業訓練等を受講しなかつた実施日の日数（以下「欠席日数」という。）のその給付金支給単位期間の現日数に占める割合を同項の規定による額に乘じて得た額を減じた額とする。

二 通所のため自動車その他の交通の用具（以下の条及び附則第四条の二第二項において

第三項の規定にかかる額は、これらの規定によつて算出する額から、欠席日数のその給付金支給単位期間において養育・介護中の特定求職者が認定職業訓練等を受講するために寄宿する必要がある日数に占める割合をこれらの規定による額に乘じて得た額を減じた額とする。
(六年以内に職業訓練受講給付金の支給を受けた特定求職者への不支給)

5 ら、一ヶ月日数のその給付金支給単位期間の現行
数に占める割合をこれらの規定による額に乘じ
て得た額を減じた額とする。

3 特定求職者が配偶者等と別居して寄宿していない日がある場合の寄宿手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、その日数のその給付金支給単位期間の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

4 養育・介護中の特定求職者が実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した場合にあつては、やむを得ない理由以外の理由により認定職業訓練等を受講しなかつた実施日がある場合の寄宿手当の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による額から、寄宿手当のつり合付金を合算した期間の現日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。

第十五条 偽りその他不正の行為により職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、第十一一条第一項、第十二条第一項及び第十二条の二第一項の規定にかかわらず、当該職業訓練受講給付金の支給を受け、又は受けようとした日の属する給付金支給単位期間以後、職業訓練受講給付金を支給しない。

前項に規定する者が法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が新たに指示した認定職業訓練等を受講する場合には、前項の規定にかかるらず、職業訓練受講給付金を支給する。

第一項の規定により職業訓練受講給付金の支給を受けることができなくなった者の受講して

3 給する。
第一項の規定により職業訓練受講給付金の支給を受けることができなくなつた特定求職者が、受講していた認定職業訓練等に係る前条の規定の適用については、職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等とみなす。

る給付金支給単位期間以後、職業訓練受講給付金を支給しない。

(法第十一條の規定による公共職業安定所長の指示に従わない特定求職者への不支給)

第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、職業訓練受講給付金を支給しない。ただし、現に受講している認定職業訓練等が連続受講に係る実践訓練又は公共職業訓練であつて、当該連続受講に係る基礎訓練について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合は、この限りでない。

職業訓練等が連続受講に係る基礎訓練であつて、当該連続受講に係る実践訓練又は公共職業訓練が当該実践訓練又は当該公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた実践訓練又は公共職業訓練である場合にあっては、当該基礎訓練を除く。)について、当該職業訓練受講給付金の支給を受けた最初の給付金支給単位期間の初日から六年を経過しな

第十九条 歳入徵收官は、法第八条第三項において準用する徵收法第二十七条第二項の規定により帶納処分のた
り督促状を発するときは、同条第一項の規定により十四日以内の期限を指定しなければならぬ。

第十八条 法第八条第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する場合には、都道府県労働局労働保険特別会計歳入徴收官（次条において「歳入徴收官」という。）は、納期限を指定して納入の告知をしなければならない。

前項の規定による納入の告知を受けた者は、その指定された納期限までに、当該納入の告知に係る金額を日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店をいう。）又は都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏（第二十条において「収入官吏」という。）に納入しなければならぬ。

第十七条 職業訓練受講給付金の支給を受けようとする特定求職者は、当該職業訓練受講給付金の支給に係る給付金支給単位期間が終了した日の翌日から一月以内で当該特定求職者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という。）の長の指定する日に当該管轄公共職業安定所に出席し、職業訓練受講給付金支給申請書（様式第三号）に第二十一条第二項に規定する就職支援計画書（様式第四号）その他厚生労働省職業安定局長が定める書類を添えて提出しなければならない。

第一回 第一章に付けておるのいか職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者の認定職業訓練等の受講を容易にするための資金の貸付けによる保証を行う一般社団法人又は一般財團法人に対して、当該保証に要する経費の一部補助を行うものとする。

いた認定職業訓練等に係る第十三条の規定の適用については、職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等とみなす。この場合において、同条（見出しを含む。）中「六年」とあるのは「九年」とする。
（職業訓練受講手当の支給を受ける特定求職者に対する貸付けに係る保証を行う一般社団法人等への補助）

3 安定所長が行う。
前二項の場合における前章及びこの章の規定の適用については、これらの規定中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所長」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所」とする。

更した場合には、速やかに、管轄公共職業安定所の長に届け出なければならない。
(事務の委嘱)
第二十四条 管轄公共職業安定所の長は、特定求職者の申出によつて必要があると認めるときは、その者について行う職業訓練受講給付金に関する事務を他の公共職業安定所長に委嘱することができる。

三、前号の措置を受けるために当該特定求職者が管轄公共職業安定所に出席すべき日

四、前三号に掲げるもののほか、特定求職者の就職を容易にするために必要な事項

(法第十二条第三号の厚生労働省令で定めるも)
定めるものは、認定職業訓練を行う者による就職の支援に関する措置とする。

（氏名変更等の届出）

セで特定求職者に対し、これを交付しないにあ
ばならない。

め財産差押えをする收入官吏は、その身分を示す証明書（様式第五号）を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第三章 就職支援計画書の作成等

（就職支援計画書の作成）

第二十一条 管轄公共職業安定所の長は、法第十一条の規定による就職支援計画を作成した場合には、法第十二条第一項の規定による指示と併

次のイからハまでに掲げる場合に応じて、それぞれイからハまでに掲げる額
イ 宿泊施設への移動のため交通機関等を利
用してその運賃等を負担する場合（交通機
関等を利用しなければ当該移動が著しく困
難である場合以外の場合であつて、交通機
関等を利用しないで徒歩により移動するも
のとした場合の当該移動の距離が片道二キ
ロメートル未満である場合及びハに該当す
る場合を除く。）当該交通機関等の利用区
間についての運賃等の額であつて、最も低廉
となるもの（ハにおいて「最低運賃等
額」という。）
ロ 宿泊施設への移動のため自動車等を使用
する場合（自動車等を使用しなければ当該
移動が著しく困難である場合以外の場合で
あつて、自動車等を使用しないで徒歩によ
り移動するものとした場合の当該移動の距
離が片道二キロメートル未満である場合及
びハに該当する場合を除く。）自動車等を
使用する距離が片道十キロメートル未満で
ある場合にあつては三千六百九十九円、そ
他の場合にあつては五千八百五十円（指定
地域に居住する場合であつて、自動車等を
使用する距離が片道十五キロメートル未満で
ある場合にあつては八千十円）を当該移
動のある日の月の現日数で除して得た額
ハ 宿泊施設への移動のため交通機関等を利
用してその運賃等を負担し、かつ、自動車
等を使用する場合（交通機関等を利用し、
又は自動車等を使用しなければ当該移動が
著しく困難である場合以外の場合であつて、
交通機関等を利用せず、かつ、自動車
等を利用しないで徒歩により移動するもの
とした場合の当該移動の距離が片道二キロ
メートル未満である場合を除く。）イに掲
げる額とロに掲げる額との合計額（交通機
関等を利用しなければ移動することが著し
く困難な場合以外の場合であつて、通常歩
行によることが例である距離内においての
み交通機関等を利用している場合又は自動
車等を使用しなければ移動することが著し
く困難な場合以外の場合であつて、自動車
等を使用する距離が片道二キロメートル未
満である場合にあつては、最低運賃等額
ロに掲げる額以上である場合にはイに掲げ
る額、最低運賃等額がロに掲げる額未満で
ある場合にはロに掲げる額）

（一）宿泊施設から訓練等施設への通所（以下「の号において「訓練等施設への通所」といいう。）に要する費用の額であつて、次のいかにもらへまでに掲げる場合に応じて、それぞれいかにもらへまでに掲げる額

イ 訓練等施設への通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担する場合（交通機関等を利用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用して徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道二キロメートル未満である場合及びハに該当する場合を除く）。当該交通機関等の利用区间についての一箇月の運賃等の額に相当する額（ハにおいて「宿泊施設から訓練等施設への通所する場合の運賃等相当額」という。）

ロ 訓練等施設への通所のため自動車等を使用する場合（自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道二キロメートル未満である場合を除く）。自動車等を使用する距離が片道十キロメートル未満である場合には三千六百九十九円、その他の場合には五千八百五十円

ハ 訓練等施設への通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する場合（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ当該通所が著しく困難である場合以外の場合であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を利用しないで徒歩により通所するものとした場合の当該通所の距離が片道二キロメートル未満である場合を除く。）イに掲げる額とロに掲げる額との合計額（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、通常徒步によることが例である距離内においてのみ交通機関等を利用している場合又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難な場合以外の場合であつて、自動車等を使用する距離が片道二キロメートル未満である場合には宿泊施設から訓練等施設への通所する場合の運賃等相当額以上である場合にはイに掲

3 る場合の運賃等相当額が口に掲げる額未満である場合には口に掲げる額)。

前項第一号に掲げる額を算定する場合においては、第十二条第三項の規定を準用する。この場合は、附則第四条の二第二項第一号イに規定する「運賃等相当額」と読み替えるものとする。

第二項第二号に掲げる額を算定する場合には、第十二条第三項から第五項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「運賃等相当額」とあるのは、「附則第四条の二第二項第一号イに規定する宿泊施設から訓練等施設へ通所する場合の運賃等相当額」と読み替えるものとする。

(事務の委嘱に関する暫定措置)

第四条の三 管轄公共職業安定所の長は、当分の間、職業安定局長の定めるところにより、特定求職者の申出によつて必要があると認めるときは、その者について行う就職支援計画書の作成及び交付に関する事務をその者が就職を希望する地域を管轄する公共職業安定所長であつて、職業安定局長が定める要件に該当するものに委嘱することができる。

前項の規定による委嘱が行われた場合は、当該委嘱による特定求職者について行う職業訓練受講給付金の支給に関する事務並びに就職支援計画書の作成及び交付に関する事務は、第十七条、第二十一条及び第二十三条の規定にかかわらず、当該委嘱を受けた公共職業安定所長が行う。

前二項の場合における第二章及び第三章の規定の適用については、これらの規定中「管轄公共職業安定所の長」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所長」と、「管轄公共職業安定所」とあるのは「委嘱を受けた公共職業安定所」とする。

(船員となろうとする者に関する特例)

第四条の四 船員職業安定法第六条第一項に規定する船員となろうとする者に関しては、前条第一項中「管轄公共職業安定所」とあるのは「職業訓練受講給付金の支給を受けるようとする特定求職者の住所又は居所を管轄する地方運輸局(運輸監理部及びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸支局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第三項において「管轄地方運輸局」という。)」

と、「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「管轄公共職業安定所」とあるのは「管轄地方運輸局」と、「委嘱を受けた公共職業安定所」とあるのは「委嘱を受けた地方運輸局」とする。

附 則（平成二三年八月三一日厚生労働省令第一〇九号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年一二月一九日厚生労働省令第一四八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第二条 この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八条の二及び第九条の規定は、平成二十四年一月一日以後に開始された認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。）に係る認定職業訓練実施奨励金（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第七条に規定する認定職業訓練実施奨励金をいう。以下同じ。）の支給について適用し、同日前に開始された認定職業訓練に係る認定職業訓練実施奨励金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月三〇日厚生労働省令第五八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際この省令による改前との職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第三号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則様式第三号によるものとみなす。

正前の同令第十二号に規定するジョブ・カードをもつてこれに代えることができる。

附 則（平成二十七年一月二八日厚生労働省令第一七五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十二号。以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年四月一日厚生労働省令第八六号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十八年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条の改正規定、第二条第一号口（1）の改正規定（「修了者」の下に「当該認定職業訓練が終了した日において六十五歳以上の者及び」を加える部分及び「当該認定職業訓練について、」の下に「それぞれ」を加える部分に限る。）、同（1）にただし書を加える改正規定、同号口（3）を同号口（4）とする改正規定、同号口（2）の改正規定、同号口（2）を同号口（3）とする改正規定、同号口（1）の次に同号口（3）を同号口（4）及び（i-i）に改める部分に限る。）、附則第三条第一項の改正規定（「平成二十八年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める部分に限る。）、附則第三条の三の改正規定及び附則第四条の改正規定（「同（1）（i）及び（i-i）」を「同（1）ただし書、（i）及び（i-i）」に改める部分に限る。）による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条の規定は、申請職業訓練を行おうとする者が平成二十六年四月一日以後に開始された認定職業訓練の実績を有する場合について適用する。

第二条 この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「改後規則」という。）第二条第一号口（1）の規定（「同（1）（i）及び（i-i）」を「同（1）ただし書、（i）及び（i-i）」に改める部分に限る。）による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一項及び第三条の三第二項の規定は、この省令の施行の日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年七月一日厚生労働省令第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、厚生労働省組織令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百八十五号）の施行の日（平成二十九年七月十一日）から施行する。

附 則（平成二九年九月二九日厚生労働省令第一〇三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三十日厚生労働省令第四五号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年七月六日厚生労働省令第八三号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第四六号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日厚生労働省令第一六二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、なお従前の例によることとする。この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第二条第一項及び第三条第一項の規定は、施行日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の認定について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

2 この省令（第二条第一号口（1）の改正規定（「修了者」の下に「当該認定職業訓練について、」の下に「それぞれ」を加える部分に限る。）による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「改後規則」という。）第二条第一号口（1）の規定は、平成二十八年十月一日以後に終了した認定職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の修了者の就職率について適用し、同日前に終了した認定職業訓練の修了者等の就職率については、なお従前の例によることとする。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第三条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に開始しようとする申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第三条第一項の規定は、この省令の施行の日以後に開始しようとする申請職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第一條第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の修了者の就職率について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（以下「改後規則」という。）第二条第一号イに規定する申請職業訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第一條第一号イに規定する申請職業訓練をいう。以下同じ。）の修了者の就職率について適用し、同日前に開始しようとする申請職業訓練の認定については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第五七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年五月七日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日厚生労働省令第四二号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

1) 亂事の是・非

- 1) 亂事の是として見えてくるべきは、被災者を危険から守るために、被災者の命を救うための行動である。しかし、乱暴な行動は、被災者の命を危険にさらす可能性がある。したがって、乱暴な行動は、是とされても、実質的に被災者の命を危険にさらす行為とされるべきである。
- 2) 乱暴の行為については、(a)被災したままの状態で行動する場合、(b)他の被災者を助けて行動する場合

地圖第4号(第1回目地図)第1段		写真 4cm×3cm										
就職支援計画書												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">会員番号</td> <td style="width: 15%;">会員名</td> <td style="width: 10%;">生年月日</td> <td style="width: 10%;">性別</td> <td style="width: 40%;">会員登録情報(会員登録用)</td> </tr> <tr> <td>会員番号</td> <td>会員名</td> <td>生年月日</td> <td>性別</td> <td>会員登録情報(会員登録用)</td> </tr> </table>		会員番号	会員名	生年月日	性別	会員登録情報(会員登録用)	会員番号	会員名	生年月日	性別	会員登録情報(会員登録用)	就職支援施設名
会員番号	会員名	生年月日	性別	会員登録情報(会員登録用)								
会員番号	会員名	生年月日	性別	会員登録情報(会員登録用)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">就職支援施設名</td> <td style="width: 85%;">就職支援施設名(本法人の就職支援施設名又は就職相談室名)</td> </tr> <tr> <td>就職支援施設名</td> <td>就職支援施設名(本法人の就職支援施設名又は就職相談室名)</td> </tr> </table>		就職支援施設名	就職支援施設名(本法人の就職支援施設名又は就職相談室名)	就職支援施設名	就職支援施設名(本法人の就職支援施設名又は就職相談室名)	就職部門名						
就職支援施設名	就職支援施設名(本法人の就職支援施設名又は就職相談室名)											
就職支援施設名	就職支援施設名(本法人の就職支援施設名又は就職相談室名)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">就職部門名</td> <td style="width: 85%;">就職部門名(就職支援施設内に於ける就職部門名)</td> </tr> <tr> <td>就職部門名</td> <td>就職部門名(就職支援施設内に於ける就職部門名)</td> </tr> </table>		就職部門名	就職部門名(就職支援施設内に於ける就職部門名)	就職部門名	就職部門名(就職支援施設内に於ける就職部門名)	就職開始日						
就職部門名	就職部門名(就職支援施設内に於ける就職部門名)											
就職部門名	就職部門名(就職支援施設内に於ける就職部門名)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">就職開始日</td> <td style="width: 85%;">就職開始日(西暦表示)</td> </tr> <tr> <td>就職開始日</td> <td>就職開始日(西暦表示)</td> </tr> </table>		就職開始日	就職開始日(西暦表示)	就職開始日	就職開始日(西暦表示)	就職終了日						
就職開始日	就職開始日(西暦表示)											
就職開始日	就職開始日(西暦表示)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">就職終了日</td> <td style="width: 85%;">就職終了日(西暦表示)</td> </tr> <tr> <td>就職終了日</td> <td>就職終了日(西暦表示)</td> </tr> </table>		就職終了日	就職終了日(西暦表示)	就職終了日	就職終了日(西暦表示)	交付年月日						
就職終了日	就職終了日(西暦表示)											
就職終了日	就職終了日(西暦表示)											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">交付年月日</td> <td style="width: 85%;">交付年月日(西暦表示)</td> </tr> <tr> <td>交付年月日</td> <td>交付年月日(西暦表示)</td> </tr> </table>		交付年月日	交付年月日(西暦表示)	交付年月日	交付年月日(西暦表示)	年 月 日						
交付年月日	交付年月日(西暦表示)											
交付年月日	交付年月日(西暦表示)											
会員登録用印												
就職支援施設 地図監修員の長名												
就職自己入力欄												

- 1 この書類は、原則として住民が市町村管轄する公共施設等に於ける方針に、必ず本人が提出して下さい。
（例）市立病院の診療規則（診療規則第3条）は必ず提出して下さい。
- 2 この書類を提出された場合は、原則として3ヶ月以内に必ず提出して下さい。
- 3 この書類を提出された後、指揮したときに、必ずやく原則として住民に同意する公職事務又は公職事務を廃止した時に、直ちに受け取付けて下さい。
- 4 本件の申請は、原則として、個人の意思で申請するものとし、家庭内の他の者を含めて入って行く（即ち「家庭内での公職事務を受取った者」について記入してください。なお、公職事務を受取る又は公職事務に就いて、「職業書類」、セミナー参加料、人情料、接待料等を支拂ふ場合を除いては、原則として、個人の意思で申請するものとします。
- 5 就職した場合や就職しない場合は、原則として住民は必ず管轄する公職事務又は公職事務に必ず提出して下さい。

様式第5号（第20条関係）（表面）

様式第5号(第20条関係) (表面)		(日本国書類規則別紙)
様式第5号		
<p style="text-align: center;">監査調査受託料金支給等 納の 財産 並用證明書</p>		
<input type="checkbox"/> 附 有 <input type="checkbox"/> 送付状 <input type="checkbox"/> 万能封筒		
		
写 真	官 品 氏 名 生年月日	令 和 年 月 日 付

様式第5号（第20条関係）（裏面）

従事者第2号(第20各項関係)〔基準〕

様式第6号（第27条関係）（表面）

様式第6号(27条各款用)(表題)		(2)文書登録申請用
様式第6号	第 一 号	監査官登録 登記文書用 登記用 登記用 登記用
文 題		
官 員 氏 名		
年生月日		
		令和 年 月 日交付
		

様式第6号（第27条関係）（裏面）

株式会社(引当社各関係)(東京)

この機動車損害賠償責任保険は、被保険者が機動車等による交通事故を発生した時に支拂うべき賠償金の額を算定するための規定により、又は定期的保険料を支払う者等の条件により、保険金に応じて賠償し、又は定期的保険料(その他の費用に付加して)を支拂うものとします。この機動車損害賠償責任保険は、被保険者が機動車等による交通事故を起したときにかかる力の範囲内において、被保険者が機動車等による機動車損害賠償責任保険料を支拂うことを目的としています。保険料は定期的保険料で、定期的保険料は、定期的保険料を支拂うことを目的としています。

様式第7号（第27条関係）（表面）

様式第7号(資料登録用)(背面)		(本表は複数枚提出)	
種別第7号		第 7 号	
次編者文根株式会社		株式会社文根 法人登記簿 登記簿 登記簿 登記簿	
編 名		編名	
氏 名		氏名	
生年月日		生年月日	
写 真		写真	
		令和 年 月 日交付	

様式第7号（第27条関係）（裏面）

接続第1号(272各条)(系表)

この規則明細を用いる者は、競業制限の実施による特許実施権の喪失の範囲に於ける本業第6条の規定により、必ず実施権を行使する者の名簿等に立ち入り、開示者に對して質問に、又は監査等(その他の文書等に於ける代理権等の権利を有する者に對する監査等を含む)を施すことを義務づけられることができる(次文にかられる法律であって、我が国に適用される場合の権利に於けるものも含む)。又は外國に保護がなされている場合における該國の認証を含む、の無効をさせざりき。

様式第8号（第28条関係）

上記に上り、 検査 の結果を通知します。
質問
会社 年 月 日

独立行政法人高齢・障害

厚生労働大臣 殿